

して掘候事有之、掘盡し候由也。』とある。これらの瑠璃石といひ玉石といふものは、皆瑪瑙のことであらう。

ナダハマヤクシ 灘濱薬師 ↓カイゾウイン 海蔵院。

ナダマハリ 灘廻り ↓アママチ 海士町。

ナタミチ 那谷道 能美郡小松から西三軒を過ぎ、今江に至る時は那谷道の入口がある。それから江沼郡那谷までの間に、前田利常が所々に杉を植多させたといふ。

ナタミヨウウインニツキ 那谷明王院日記 江沼郡那谷寺中明王院の僧尊依の著である。江沼志に此の書を引いて、天文二十年左衛門少尉管原光任と尊依と贈答の歌を載せてゐる。尊依は永祿二年九月廿四日に遷化し、明王院は後に廢せられた。

ナツカハツ 夏かはづ 一冊。昔此歿後に於ける京都及び金澤の追善俳諧及び諸家の用句等を載せる。天保壬寅夏梅室の序、天保壬寅水無月麥慰舎梅通の跋がある。京菊屋平兵衛板。

ナツグリ 夏栗 羽咋郡押水大海庄にある部落。

ナツミヒメジンジャ 奈豆美比咩神社 羽咋郡安津見に鎮座する。式内等舊社記に、『奈豆美比咩神社。式内一座。賀茂庄内安曇村鎮座。祭神安曇氏祖神豊玉媛命。今稱鴨大明神。』と見えて、承應の頃には鴨大明神といふたが、今はまた奈豆美比咩神社と稱してゐる。

ナデシコ 奈てしこ 一冊。天明三年富田景周著。雅言古言の古書中に見えるものを抄録し、その出所を記して息女に興へたもので

ある。燕臺風雅には著者自ら此の書のことを女戒懸麥と記してゐる。天明第四きさらき秋芳軒由順の序がある。由順は梯天神の別當である。

ナデンノイハヤ 那殿の窟 能美郡赤瀬の持山にあり、那天とも書する。昔觀音堂があつた。その本尊は失はれたが、脇立のみは今も民家に藏せられてゐる。

ナナイネジソウ 七稻地藏 安政五年米價騰貴の際金澤卯辰山に登つて、七月十一日、十二日の夜、食を得る能はぬことを絶叫した罪に因り刑死した卯辰の髮結能美屋佐吉、同町の日稼河原市屋文右衛門・高橋屋彌左衛門・越中屋卯兵衛・原屋甚吉・平田屋孫兵衛及び大眾免の日稼北市屋市右衛門の冥福を祈る爲に、俠客細津屋政右衛門等が建設した七體の地藏石像で、初め觀音坂の沿道に在つたが、今は觀音町壽經寺の門前に移してある。併し公邊の記録では刎首されたものが、卯辰の髮結能美屋興兵衛、同町の日稼河原市屋方左衛門、越中屋宇兵衛・原屋善兵衛、春日町の日稼北市屋市右衛門六人といふことになつて居り、七稻地藏の平田屋孫兵衛に相當する名を見ぬ。獄死でもしたのであらうか。

ナナカマ 七釜 江沼郡極樂寺の内の地名。江沼志稿に、極樂寺村の領に七釜といふ所がある。往昔この村の者七人菰屋の盆踊に行かうとして、舟で吉崎に下つた際溺死したのを葬つた所であると記する。

ナナクサ 七草 七草の祝儀は、藩政の時正月七日に行はれ、その日を人日といふた。この日、菰・蘆・薺・葱・豆・菘・佛座を盤上に置き、榎木・庖丁・火箸・薪・切匙・十能・杓

子を以て代る々々叩くを正式としたが、多くは苧のみを榎木で囃し、盤は更に桶の上に据ゑて音響を大ならしめるやうに装置した。その唱詞に『なん／＼七草なづな、ちやうどの鳥と、日本の鳥と、渡らぬ先に、かち合はいてほと／＼』と繰返したが、それは『唐土の鳥が日本の土地へ渡らぬ先に薺七草囃して云々』といふべきものゝ轉訛だといひ、所謂唐土の鳥は鬼車鳥である。この日土家の少年・若黨等未明に起き出で、上下を着けてこの行事をなし、その苧を餅と共に粥に混して食ひ、七草粥と稱して萬病を除く薬餌とした。

ナナクホ 七窪 河北郡金津庄に屬する地名。その名稱は所々に凹凸あるに起る。三州奇談に七窪の禪狐の話が記されて居る。明治中に至り鉢伏新及び笠島の小字笠島新を合併して、部落の名稱を七窪とした。

ナナサミダレ 七さみだれ 一冊。小松の俳人里冬編。正徳四年京橋屋治兵衛板。小松公領橋以北の俳人等伊勢の涼菟を迎へて、安宅懷舊の句を列ね、又五月雨の發句による歌仙七巻を綴つたから題名を取る。序は甲午年月日不五舍人(字中)。

ナナシモキ なしもき 金澤の俳人孤庵馬佛七周忌の追悼の爲にした句集で、馬佛の『死なばこゝ西と東に月と花』を發句にした附合その他が載せられる。眉山(初代)序。京勝田善助が板元であるが、出版年月を記してない。外題は七霜忌の意であらう。

ナナセダキ 七瀬瀨 鳳至郡大澤なる桶瀧の一名である。能登名跡志に、『小町村より大澤村(上大澤カ)の間に七瀬の瀧とて名所あり。言語にも絶したる所なり。』とあるのは

男女瀧を誤つたものであらう。

ナナタキ 七瀧 ↓ナガタキ 長瀧。

ナナツカ 七塚 河北郡金津庄に屬する地名。天正十四年正月前田利家判書黒津丹産子村付に、『ねぶ七村・栗崎村・高松村・七塚村かゝる野村云々』とあり、改作所舊記に、七塚村は白尾・外日角・秋濱・北・太郎兵衛塚(後遠塚)・松濱・木津の七村であると記す。

ナナツザカ 七ツ坂 能美郡舊市、瀬温泉から白山への登路中、標高一八五〇米の俄鬼ヶ喉を通過するときは、小坂相續いて起伏し、七ツ坂・御厩などの稱がある。

ナナツジマ 七ツ島 鳳至郡名舟の領に屬し、輪島の北二〇軒より二三軒間に大小七個の島嶼がある。これ等は熔岩臺地の海蝕により分離したものらしく、その中最大なるを大島といひ、之に次ぐを荒三子島・御厨島といひ、小なるは雁股島・龍島・烏帽子島・赤島である。その周回一六〇〇米より九〇〇米に至り、各島相距ること五〇〇米より一〇〇〇米に至る。今昔物語に、光浦より航程一日一夜にして鬼の寝屋島に至るといふものは是である。能登名跡志に、『名舟村は南志見の郷也。云々。七つ島へは七里あり。云々。中比輪島と論ありて此村の領になりし也。』とあり、藩政の頃は名舟の邑民こゝに渡りて、多くの海獺を銃獵し、爲に島役銀六十目・運上銀二百十五匁を上納する例であつた。今は輪島海士の漁區となつてゐるが、地群は依然名舟に屬する。

ナナツドウグ 七ツ道具 藩政の時、年寄の如き高祿の土が、公式の行列に隨從せしめた七種の道具。囊傘・立傘・持鎗・挾箱・笠籠、